

第6次岡山県人権政策推進指針素案への ご意見を募集します

岡山県では、「共生社会おかやま」の実現に向け、県が進める人権施策の基本方針である「岡山県人権政策推進指針」を策定し、人権に関わる各種施策を推進しているところですが、社会経済情勢の変化等を踏まえて、「第6次岡山県人権政策推進指針」を策定することとし、このたびその素案を取りまとめました。

つきましては、この指針素案に対して、県民の皆様から幅広くご意見を募集します。多くのご意見、ご提案をお待ちしております。

記

1 指針素案の公開方法

県人権・男女共同参画課のホームページ及び電子書籍ポータルサイト「okayama ebooks」に掲載しているほか、当課（県庁9階）、県政情報室（県庁4階）、各県民局総務課、各地域事務所地域総務課、県立図書館1階閲覧室入口及びきらめきプラザ1階に備え付けてありますので、職員までお気軽にお声がけください。

2 ご意見等の提出方法

お名前、ご住所、関係項目名（どの部分についてのご意見か）を明記の上、次の(1)～(4)のいずれかの方法により、ご意見等をお寄せください。なお、電話でのご意見等はお受けできませんので、ご了承ください。

(1) インターネット

人権・男女共同参画課のホームページの入力フォームをご利用ください。

<https://www.pref.okayama.jp/page/1006355.html>

(2) 郵便

〒700-8570 （住所不要）

岡山県県民生活部人権・男女共同参画課人権施策推進班あて

(3) ファクシミリ

FAX：086-234-5924（裏面、FAX用紙をご利用ください。）

岡山県県民生活部人権・男女共同参画課人権施策推進班あて

(4) 電子メール

jinken-danjo@pref.okayama.lg.jp



3 募集期間 令和7年11月14日（金）～令和7年12月15日（月）

4 ご提出いただいたご意見等の公表方法

ご提出いただいたご意見とそれに対する県の考え方、指針素案を修正した場合のその内容などを今回の指針素案の公表と同様の方法により公表します。（お名前、ご住所を公表することはありません。）

なお、ご意見をいただいた方あてに個別の回答はいたしません。また、賛否だけの結論や趣旨が不明確なご意見には、県の考え方をお示し出来ない場合があります。

岡山県 人権・男女共同参画課あて

＜郵送の場合＞：〒700-8570 （住所不要）

＜FAX＞：086-234-5924

「第6次岡山県人権政策推進指針素案」
に対する意見提案用紙

【関係項目名】（指針素案の該当ページ及び項目を明記してください。）

【ご意見・ご提案 記入欄】

ご住所 （市町村名のみで結構です。）

お名前

※ お名前、ご住所（市町村名を除く）を公表することはありません。

※ ご記入された個人情報は、「第6次岡山県人権政策推進指針素案」に対する
意見募集の目的以外には使用しません。